

パートナーシップ宣誓書受領証返還届

福岡県知事 殿

福岡県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第10条の規定により、パートナーシップ宣誓書受領証を

返還します。

紛失等で返還できませんが、次のとおり届け出ます。

返還の理由（いずれかに○をつけてください。）

(1) パートナーシップが解消された。

(2) 一方が死亡した。

(3) 双方が県内に住所を有しなくなった（一時的な場合を除く。）。

(4) 宣誓又は申告が無効となった。

(5) 紛失等の理由により再交付を受けた者が、再交付前の受領証を発見したとき。

年 月 日

(宣誓者(又は申告者))

(宣誓者(又は申告者))

ふりがな		
氏名又は通称名		
住 所		

(代筆者)

ふりがな	
氏名又は通称名	
住 所	

※ 宣誓者(又は申告者)の欄は自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能ですが、その場合は、代筆者は代筆者の氏名等も自署してください。

県受付印